

## 収納率目標達成状況に応じた県調整交付金による財政支援について（素案）

現行の県調整交付金の配分方法について、項目を整理し、収納率目標達成状況に応じた支援項目を追加する。

### 1 既存項目の整理

「全市町村で実施済の事業」及び「新たに追加する支援項目により支援可能なもの」について整理する。

### 2 収納率目標達成状況に応じた支援項目の追加（案）

- (1) 基本交付（定額交付）に項目を追加して支援するもの（例：ケース1）
- (2) 加算交付（ポイント加算）に項目を追加して支援するもの（例：ケース2）
- (3) 基本交付及び加算交付それぞれに項目を追加して支援するもの（例：ケース3）

### 3 県調整交付金の概要及び変更点（詳細は＜別紙1＞）

普通調整交付金		
特別調整交付金		
国調整交付金 財政調整分 (定額交付)	①国調整交付金が10%から9%に減額されたことに伴う財政調整 (1/3補填) ----- ②高額共同事業・保険財政共同安定化事業の拠出金補填分 (支出超過額が対象経費の3%を超えた場合)	
基本交付分 (定額交付)	①医療費適正化に関する事業 -----	保険者規模により 200万円～1000万円を 定額交付（全市町村）
	②適正賦課・収納率向上に関する事業	保険者規模により 200万円～1000万円を 定額交付（全市町村） ⇒＜別紙1＞の項目を追加
	③適用の適正化に関する事業 -----	保険者規模により 80万円～400万円を定 額交付（全市町村）
	④その他国保事業の 適正化に関する事業	市町村合併支援、乳幼児医療費減額補填、 直診施設運営費助成
加算交付分 (ポイント 加算)	①医療費適正化に関する事業	レセプト点検、医療費通知、ジェネリック 対応等の状況等によりポイント加算
	②適正賦課・収納率向上に関する事業	所得未申告への勧奨、口座振替等加入率、 収納率上昇等の状況によりポイント加算 ⇒＜別紙1＞の項目を追加
	③適用の適正化に関する事業	適用適正化調査、被保険者証の書留郵送等 の状況によりポイント加算

<別紙 1 >

収納率目標達成状況に応じた支援項目の追加（素案）

- 全市町村が助言レベル（支援方針による県助言レベル）に達することを第1段階の目標とし、県調整交付金による支援の対象とする。
- 既に、収納率目標に達している市町村についても配慮する。

	ケース 1	ケース 2	ケース 3
	基本交付（定額交付） に項目を追加	加算交付（ポイント加算） に項目を追加	基本交付及び加算交付 それぞれに項目を追加
基本交付分 （定額交付）	<p>目標達成状況を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助言レベル （支援方針による県助言レベル）</li> <li>・県目標レベル</li> <li>・国調整交付金減額なしレベル</li> </ul> <p>の3段階に分け、保険者規模別に定額交付</p>	/	<p>目標達成状況を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助言レベル （支援方針による県助言レベル）</li> <li>・県目標レベル</li> <li>・国調整交付金減額なしレベル</li> </ul> <p>の3段階に分け、保険者規模別に定額交付 （ケース1より少額とする）</p>
加算交付分 （ポイント加算）	/	<p>目標達成状況を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助言レベル （支援方針による県助言レベル）</li> <li>・県目標レベル</li> <li>・国調整交付金減額なしレベル</li> </ul> <p>の3段階に分け、保険者規模に応じてポイントを加算</p>	<p>目標達成状況を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助言レベル （支援方針による県助言レベル）</li> <li>・県目標レベル</li> <li>・国調整交付金減額なしレベル</li> </ul> <p>の3段階に分け、保険者規模に応じてポイントを加算 （ケース2よりポイントを少なくする）</p>

## (参考) 交付基準

### ○基本交付額

- ・国保事業の充実・強化を図るため、被保険者数に応じて6段階に区分し、交付額を定め、交付するもの。
- ・子ども医療費の国庫助成削減措置等に対し、一定額を交付するもの。

### ○加算交付額

- ・国保事業の主要な項目について点数による事業実績評価を行い、加算交付額の総額を点数按分により交付するもの。

## (参考2) 平成22年度 交付基準(抜粋)

### (2) 保険料(税)適正賦課及び収納率向上に関する事業

#### ア 基本交付額

##### 【申請要件】

平成22年度において、次の①及び②にかかる事業を実施している市町村であり、かつ、事業計画等に基づき事業を実施していること。

- ① 賦課の適正化に関する事業
- ② 収納率の向上に関する事業

##### 【交付額】

交付額は、年間平均被保険者数に応じて算出するものとし、次の表に定める額とする。

年間平均被保険者数	交付額
5千人未満	2,000千円
5千人以上 1万人未満	3,000千円
1万人以上 3万人未満	4,000千円
3万人以上 5万人未満	6,000千円
5万人以上 10万人未満	8,000千円
10万人以上	10,000千円

イ 加算交付額(評価基準)

平成21年度において、次の事業の実施結果等に応じ、各項目記載のポイントを付与する。

【申請要件及び加算ポイント】

③収納率の向上に関する事業

ア 国保全世帯に対する口座振替加入世帯割合と納付組織加入世帯割合の合計が50%以上であること。 1ポイント

イ 現年度分収納率0.02%の向上につき。 1ポイント

ただし、現年度分収納率が0以上0.02%未満向上した場合は1ポイントとする。

ウ 滞納繰越分収納率0.2%の向上につき 1ポイント

ただし、滞納繰越分収納率が0以上0.2%未満向上した場合は1ポイントとする。

エ 現年度分収納率が、次表の条件に該当する場合 一律5ポイント

年間平均被保険者数	収納率
5千人未満 の場合	95%以上
5千人以上 1万人未満 の場合	94%以上
1万人以上 3万人未満 の場合	93%以上
3万人以上 5万人未満 の場合	92%以上
5万人以上 10万人未満 の場合	91%以上
10万人以上 の場合	90%以上

オ 収納率向上対策本部等を設置・開催し、連絡調整を行い、徴収体制の強化を図っていること。 1ポイント

カ 嘱託徴収員による臨戸徴収、電話催告等を行っていること。 3ポイント

キ 休日・夜間等時間外窓口を開設していること。 1ポイント

ク 滞納者管理システムの開発・更新を行っていること。 3ポイント

ケ 口座振替の勧奨事業を行っていること。 1ポイント

コ 減免の規定(条例を含む)が整備されていること。 1ポイント

サ 平成22年度までにコンビニ収納委託を行っていること。 3ポイント

シ 平成21年度末時点で十分な調査に基づく執行停止を行っていること。 1ポイント

④滞納処分等の実施に関する事業

ア 国保全世帯に対する対前年度比で滞納世帯の割合が減っていること。 1ポイント

イ 平成21年度に滞納処分を実施したこと。 1ポイント

さらに公売を行った場合は3ポイント加算する。